

令和4年第12回加賀市農業委員会定例総会

令和4年12月22日(木)

開会（午後1時24分）	
事務局（宮下）	<p>定刻前ですが、始めさせていただきます。ご多用の中、ご参集いただきましてありがとうございます。令和4年第12回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、農業委員の現委員14名全員の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては、13名のうち11名の出席を頂いております。</p> <p>また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を、17日に中野委員、永田委員、事務局職員、2名の計4名で行いましたことをご報告いたします。</p> <p>それでは、中村会長、議事進行をお願いいたします。</p>
議長挨拶	
議長（中村会長）	<p>皆さん、こんにちは。今年最後の総会となりました。新型コロナウイルスは収まる様相がありません。そんな中、皆さんには利用意向調査、農業委員会たよりの配布、そして今年から始まりました農業委員会の活動の見える化として活動記録簿を付けていただきました。また、タブレット端末の勉強会などもしていただきました。農業経営基盤強化促進法の一部改正による人農地プランの法定化や地域の農業の将来についての話し合いの要請も来ていますが、これは来年度の課題とします。</p> <p>何はともあれ、1年間お疲れ様でした。</p> <p>それでは、令和4年第12回加賀市農業委員会定例総会を</p>

	始めさせていただきます。
議事録署名員の指名	
議長（中村会長）	初めに議事録署名員の指名をいたします。 7番 田端委員、8番 荒谷委員を指名します。
議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	それでは議案の審議を行います。議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。
事務局（田町）	説明させていただきます。議案書は1ページから2ページです。資料1の位置図と資料2の調査書も1ページから2ページです。案件は2件です。 議案第48号、 から農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、その適否をお諮りします。 整理番号1番ですが、の譲受人が町内の農地を取得するものです。譲受人の農地取得後の経営面積は182aです。この農地は、同じ町内に住む譲渡人が相続して所有していますが、農業はしておらず、譲受人が以前より借り受けて耕作していたもので、取得することとなったものです。現在、この田は隣接すると2筆で1枚の田となっており、隣接する片方の田を譲受人が所有し耕作しています。 次に整理番号2番ですが、譲渡人は市内に住んでいますが、相続した優良農地を農地のある集落の農業者に譲り渡すものです。譲受人の農地取得後の経営面積は655aです。譲受人はほかに農作業受託組織の代表もしており、ヘリコプターでの農薬散布など集落での作業を受託組織で引

	<p>き受けており、その中心的役割をしている農業者です。</p> <p>以上、これら2件の案件は資料2の1～2ページの調査書の通り、農地法第3条第2項各号のいずれの不許可要件にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
<p>議長（中村会長） 田端委員</p>	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>譲受人の経営面積は、借受けた農地の面積も含めているのか、所有している農地だけなのか教えてください。</p>
<p>事務局（田町）</p>	<p>経営面積は借りている農地も含めています。ただし、農地法3条か利用権で届出をしている場合にのみ、その農地を含めています。個人で貸し借りをして、農地台帳に権利設定が記載されていない農地は含めません。</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手多数）</p>
<p>議長（中村会長）</p>	<p>賛成多数により、適切と認めます。</p>

議案第49号 農用地利用集積計画（案）の決定について

<p>議長（中村会長）</p>	<p>それでは、議案第49号 農用地利用集積計画（案）の決定について、事務局から説明してください。</p>
<p>事務局（中島）</p>	<p>はい、加賀市長より農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、その計画の決定をお諮りします。議案書の3ページから5ページです。</p> <p>今月の申請は利用権の新規が7件、再設定の更新が1件で、合計39,522㎡の集積計画案です。整理番号4番～6番の受け手は、令和2年に都会での民間会社より脱サラし、</p>

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>農業研修を経て、今回、実家が借り受けていた農地を新たに借り受け、水稲及び野菜の栽培と販売を始めとした、インターネットによる通販の拡大を図りたいとのことです。現在は■■■■に拠点を移し、■■■■で約7反の農地を借り受け野菜の有機栽培を手掛け、加賀市では主に有機栽培の水稲を作付けして、農業経営の基盤の確立を図りたいとのことです。</p> <p>以上この8件について、農地の受け手がいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項、各号要件を満たしており適切と考えます。説明は以上です。</p> <p>それでは、只今の説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。議案第49号 農用地利用集積計画(案)の決定について、適切と思われる方は挙手をお願いいたします。</p> <p>（挙手多数）</p> <p>賛成多数により、適切と認めます。</p>
---	---

議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について

<p>議長（中村会長）</p> <p>中野委員</p>	<p>次に、議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について、事前に現地確認調査を行っておりますので、中野委員から報告をお願いします。</p> <p>それでは、報告します。位置図の資料1は、3ページから8ページを併せてご覧ください。</p> <p>整理番号1番の転用目的は、小規模多機能型居宅介護事業所及び駐車場建設です。隣地境界に擁壁を設置して、生活排水は下水道に接続し、雨水は道路側溝に流す計画です。</p>
-----------------------------	---

議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 6番は地目が田ですが、現況は田ではないです。始末書は出ていないのですか。
事務局（橋本）	現況は原野化しています。始末書は出す必要がないと判断をしました。 3番の案件についてですが、申請地に小屋が立っているので、始末書が必要ではないかと県の方から問い合わせがありました。この小屋は昭和6年に建築され、昭和27年の農地法施行以前の建物なので違反転用には当たらないという判断になりました。
議長（中村会長）	ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。 議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 (挙手多数)
議長（中村会長）	賛成多数により、適切と認めます。

議案第51号 非農地証明願について

議長（中村会長）	次に、議案第51号 非農地証明願について、事前に現地確認調査を行っていますので、中野委員から報告をお願いします。
中野委員	それでは報告します。位置図の資料1は9ページを併せてご覧ください。 1番は、現況が森林化しており、農地の状態ではないと判断しました。報告は以上です。
議長（中村会長）	それでは、事務局から説明してください。
事務局（橋本）	議案書は8ページ、資料1の位置図は9ページを併せてご覧ください。

議長（中村会長）	<p>1番は■■■■地内にあり、畑、面積386㎡です。この度、申請地の売却にあたって登記を調べたところ農地であることが判明したものです。現況は森林化しており、農地として復元が著しく困難な状態であるため、非農地証明の発行もやむを得ないと考えます。説明は以上です。</p>
田端委員	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>売却したいということで、この申請が出てきていると思いますが、加賀市ではそういう土地がたくさんあります。今後、そういった土地をどうしていけばいいか、行政側は何か考えはありますか。</p>
事務局（宮下）	<p>加賀市各地区で地域計画づくりが来年度から始まります。10年後を見据えて、計画を決めていくということです。加賀市内には原野化した農地が各所にたくさんあり、こういった原野化した農地が多いと、計画が立てられない地区が出てくるとおられます。そういった場合、どうやって管理していくのかも併せて地域で議論し、計画を立てていくということです。</p>
田端委員	<p>わかりました。</p>
議長（中村会長）	<p>ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第51号 非農地証明願について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手多数）</p>
議長（中村会長）	<p>賛成多数により、適切と認めます。</p>
報告第22号 農地貸借の合意解約について	
議長（中村会長）	<p>次に、報告第22号 農地貸借の合意解約について、事務局から説明してください。</p>

事務局（中島）	<p>はい、議案書の10ページからお願いいたします。</p> <p>農地の貸借の合意解約の届出がありましたので報告いたします。今月の届出は、この3件で4筆の6,189㎡の届出です。これは、先にお諮りしました議案第49号 農用地利用集積計画（案）の5番から8番に係る借人の変更によるものです。</p> <p>以上、この3件について、土地の引き渡しについても問題が無く適当と考えます。説明は以上です。</p>
議長（中村会長）	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p>
議長（中村会長）	<p>なければ、終わります。</p>

報告第23号 農地法第5条の規定による許可処分の取消しについて

議長（中村会長）	<p>次に、報告第23号 農地法第5条の規定による許可処分の取消しについて、事務局は説明をしてください。</p>
事務局（橋本）	<p>議案書は、12ページから13ページ、資料1の位置図は、10ページを併せてご覧ください。</p> <p>1番は■■■■地内にあり、畑、面積306㎡、転用目的は動物病院建設です。本件は、令和3年第11回農業委員会定例総会で5条申請案件としてご審議いただき、同年12月14日付けで農地転用の許可を得ておりました。しかしながら申請地での建設が中止となったため、本年11月15日に借受人から許可の取消し願いがあり、12月1日に県から取消し通知があったものです。説明は以上です。</p>
議長（中村会長）	<p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>（略）</p>
議長（中村会長）	<p>ほかにご意見、ご質問等がなければ、終わります。</p>

報告第 24 号 農地利用最適化活動（旧 1・1・1 運動）について

議長（中村会長）	次に、報告第 24 号 農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。
田端委員	新幹線の高架から雪解けによる雨水が大量に落ちてくる場所がありましたが、下は道路だったので農地に影響はありませんでした。ほかの地区でそういった問題はありませんか。
平田委員	生産組合長が新幹線対策室と話し合いをし、高架の雨水は溜め枡に一旦貯めてから排水しています。
田端委員	わかりました。そのような場所があったら、対処しようと思います。
議長（中村会長）	私の方から報告します。12 月 12 日に常設審議委員会がありました。4 条案件 1 件、5 条案件 8 件のうち 3 件が一時転用、その中で加賀市の案件は 2 件で、いずれも許可相当です。 その他事務連絡については、事務局から報告してください。

事務連絡

事務局（宮下）	（活動実績等を報告） （その他資料（資料 3）当面の日程のみを説明）
議長（中村会長）	ほかに何かありませんか。なければ、以上をもちまして、令和 4 年第 12 回加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（午後 2 時 26 分）